

震源を特定せず策定する地震動に係る他の認可案件に係る 手続きについて

本年1月20日の第50回原子力規制委員会において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」に係る規則の解釈等の一部改正案及びこれに対する意見募集の実施が付議され、本年3月頃に規則の解釈等の改正が行われる予定である。

当社の原子力発電所について、震源を特定せず策定する地震動を踏まえた基準地震動の設置変更許可申請及び工事計画認可申請が必要となった場合、当社は他の認可案件に用いる基準地震動を以下のとおりとすることを考えている。本手続きについて問題ないかを確認したい。

1. 他の認可案件に用いる地震動について

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正について」の附則3のとおり、新たな地震動が適用されるのは、原子力規制委員会が別途定める日、或いは今回の本体側バックフィット工認の使用前事業者検査合格の確認を受ける日以降であるため、それまでに申請する他の認可案件については、現行（既許可）の基準地震動を用いた申請とする。

以 上